

三条民商

三条民主商工会
三条市興野 2-16-29
TEL32-2710
FAX32-2718
2020年10月19日
2439回

持続化給付金

9月1日に持続化給付金(中小企業庁)の事務局体制が変更されました。申請から給付まで場合によっては1ヶ月以上かかっています。また、口座への入金から給付のお知らせハガキの到着までの日数も増えたと聞いています。自治体独自の支援策を受けるためにも、対象となる方は早めの準備をおすすめします。

三条民商では今までどおり、主に木曜日と金曜日の午後6時以降に給付金申請サポートを行っております。

事前に予約のうえ、左記必要書類等の現物持参で来所願います。

必要書類等

- ① 昨年の確定申告書の控え
- ※ 税務署の收受印が無い場合は納税証明書を
もらってきてください。
- ② 今年の減少月の合計売上が分かる書面
- ③ 給付金の振込先口座の通帳
- ④ 運転免許証(本人確認書類として)
- ※ ⑤ 青色申告の場合は決算書も必要です。

確定申告では雑収入として所得税の課税対象となる持続化給付金ですが、消費税は不課税となります。

まわりに、給付金申請について相談をしたい方がいましたらどうぞ民商をご紹介ください。

今月の法律相談

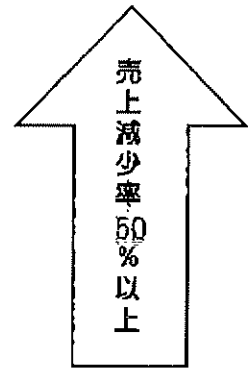
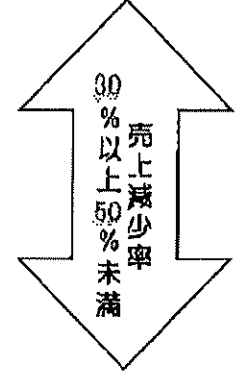
とき・・・10月23日(金) 午後2時
ところ・・・民商事務所
工藤和雄 顧問弁護士による法律相談を行います。
希望される方は民商事務所までご連絡ください。

月岡4丁目地内の住宅用土地37坪を
評価額の半値で譲りたいという方がいます。
関心を持たれた方は事務所までお問い合わせ
願います。



三条市の事業継続等支援補助金の

対象期間が延長になりました

 売上減少率 50%以上	【支援1】 ① 事業物件賃料9ヶ月分の4分の1相当額 (上限10万円) ② 事業物件の固定資産税の9ヶ月相当額 ③ 事業物件の上下水道料金の9ヶ月相当額 ④ 今年4月～12月分の光熱費、通信費等の固定費 (上限10万円)
 売上減少率 30%以上 50%未満	【支援2】 ① 事業物件賃料9ヶ月分の8分の1相当額 (上限5万円) ② 事業物件の固定資産税の9ヶ月の2分の1相当額 ③ 事業物件の上下水道料金の9ヶ月2分の1相当額 ④ 今年4月～12月分の光熱費、通信費等の固定費 (上限5万円)

これまで4月から9月に納期が到来したものが対象でしたが、12月まで延長されました。申請期限も来年2月26日まで延長です。
減少率の計算方法は持続化給付金に倣います。また、「支援2」を受けたあとに50%以上の減少率となつて持続化給付金の申請をした場合は、「支援1」の残りの補助金を受けられます。
詳しくは三条市の商工課にお問い合わせください。

こくみん共済coop

火災共済・自然災害共済の更新時期です。
手続きと支払いを至急お願いします。
×切は10月20日(火)です。

共済会 大腸がん検診

回収日は11月9日、10日、11日。
ただいま予約受付中です。
探便キットは随時 配布していきます。

今日の事務局臨時休業のお知らせ

10月31日(土)
引続き、事務局員を募集しています。
民商の活動に理解と意欲のある方を待ちしています。